

定 款

(2025年2月21日改訂)

Abalance株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、Abalance株式会社と称し、英文にては、Abalance Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 情報処理・情報提供サービス
2. コンピュータシステムの設計及びコンピュータプログラムの開発
3. コンピュータソフトウェアの作成、販売、賃貸
4. 情報ネットワークシステムの構築及び調査並びにコンサルティング業務
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス
6. 電気通信事業
7. 著作権及び工業所有権（意匠権、商標権、特許権等）の無体財産権の取得、販売、使用許諾及び管理
8. コンピュータ及びその周辺機器、事務用機器、通信機器、文具、日用品雑貨、書籍、玩具の販売
9. 映像ソフト・音声ソフトの制作、販売及び賃貸
10. 出版並びに印刷業務
11. 建設機械、資材、特殊車両、付属品等の輸出入及び販売
12. 太陽電池セル及びモジュール製造用装置、製造用素材の販売、その他関連製品等の製造販売
13. 自然エネルギーによる発電施設、設備ならびに同システムの企画、設計、施工、管理ならびに買取、所有、販売
14. 自然エネルギー装置及び機器の管理・運営・保守及び関連データ情報等の提供サービス
15. 電力の卸供給事業ならびに同事業に係るノウハウの提供、コンサルタント業務

16. 各種企業ならびに起業者に対する資本投資、融資、投融資の仲介、斡旋、調査、企画ならびにそのコンサルタント業務
17. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、所有及び管理
18. 1号から17号に定める事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社に対する経営指導
19. 1号から17号に定める事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社からの財務・経理・人事・労務・総務・法務等の会社管理事務全般の受託
20. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（公告方法）

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当会社の発行可能株式総数は、38,812,800株とする。

（単元株式数）

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式並びに新

株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度の末日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部また

は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 監査等委員でない取締役の員数は、3名以内とする。

2 監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により又は補欠として選任された、監査等委員でない取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 5 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役会の決議の目的である事項について提案がなされた場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(業務執行)

第28条 会社の業務は、社長がこれを統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。
- 3 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員である取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金

10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、監査等委員会の決定を得て、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

本文 以上

附 則

(第26期事業年度の期間)

第1条 第40条の規定にかかわらず、第26期事業年度は、2024年7月1日から2025年3月31日までの9カ月とする。

(第26期事業年度の中間配当の基準日)

第2条 第42条第2項の規定にかかわらず、第26期事業年度の中間配当の基準日は、2024年12月31日とする。

(附則の有効期間)

第3条 前二条及び本条は、2025年3月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

変更履歴

1. 2000年4月17日制定
2. 2000年6月30日改訂 会計年度変更
3. 2000年7月17日改訂 株式分割
4. 2000年8月8日改訂 本店所在地の変更
5. 2001年1月31日改訂 商号変更
6. 2002年9月27日改訂 商法一部変更に対応
7. 2003年9月26日改訂 商法一部変更に対応、株券失効制度、特別決議定足数の緩和
8. 2003年12月5日改訂 発行株式数の変更、優先株式の発行
9. 2004年9月24日改訂 取締役の責任免除、監査役の責任免除
10. 2005年1月21日改訂 本店所在地の変更、目的の追加
11. 2005年9月22日改訂 発行株式数の変更
12. 2006年9月28日改訂 会社法対応等
13. 2007年6月19日改訂 公告の方法、発行可能株式総数の変更、株式の譲渡制限削除、A種優先株式削除、参考書類等のインターネット開示追加
14. 2007年9月28日改訂 発行可能株式総数の変更、実質株主及び実質株主名簿に関する事項追加
取締役の員数の変更
15. 2008年9月26日改訂 自己株式の取得新設
16. 2009年9月25日改訂 株券電子化による条文の廃止及び変更
17. 2011年11月29日改訂 目的の追加、発行可能株式総数の変更、取締役の員数の変更
18. 2012年9月27日改訂 目的の追加、本店所在地の変更
19. 2013年9月26日改訂 目的の追加
20. 2013年11月26日改訂 発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設
21. 2017年3月30日改定 商号の変更
22. 2019年9月26日改訂 目的の追加
23. 2020年9月28日改訂 監査等委員会設置会社移行による変更
24. 2022年9月1日改訂 発行可能株式総数の変更(株式分割)
25. 2022年9月28日改訂 電子提供措置施行に向けての変更
26. 2025年2月21日改訂 事業年度の変更

以上